

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 12 号

（所 管）堺市博物館 学芸課

件 名	堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 堺市立みはら歴史博物館における堺市施設予約システムの導入にあたり、施設の使用に係る許可の変更に際して使用許可書の添付を省略できることや、堺市施設予約システムを用いた施設の使用等に係る手続について堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の規定により難しいと認めるときは、当該手続等に関する事項について、教育長が別に定めることができることを規定する必要がある、所要の改正を行う。 2 施行期日 令和5年3月23日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）

堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部改正について

次のとおり、堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立みはら歴史博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項ただし書中「必要があると」を削る。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第20条第5項中「堺市立みはら歴史博物館ホール等使用許可変更許可書（様式第12号）を使用者に交付するものとする」を「使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする」に改める。

第22条中「様式第13号」を「様式第12号」に改める。

第25条を第26条とする。

第24条第1項中「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条を第25条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第24条 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてホール等の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難しいと認めるときは、当該施設予約システムを用いたホール等の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

様式第9号中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第10号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第11号中

「

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号	
2 変更事項	変更前	変更後

を

」

「

1 変更事項	変更前	変更後	に、
--------	-----	-----	----

」

「

3 変更の理由		を
---------	--	---

」

「

2 変更の理由		に
---------	--	---

」

改める。

様式第12号を削り、様式第13号を様式第12号とする。

様式第14号中「第24条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

附 則

この規則は、令和5年3月23日から施行する。

様式第10号（第16条関係）

堺市立みはら歴史博物館ホール等使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
		合計金額		

注意 この使用許可には、条件を付しているのです、必ず御確認ください。

使用許可の条件

- 1 この使用許可書は、常に携行し、係員が要求するときは、これを提示すること。
ただし、教育長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によること。
- 2 許可なく使用内容を変更しないこと。変更しようとするときは、使用許可変更申請書を提出すること。
- 3 使用の権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は使用の許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- 4 建物、附属設備、その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用し、もし破損又は滅失したときは、損害を賠償すること。
- 5 所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- 6 催し物等のポスター類については、事前に係員と相談すること。
- 7 非常口、消火設備等の周りに物を置かないこと。
- 8 堺市立みはら歴史博物館条例、堺市立みはら歴史博物館管理運営規則の各規定、その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
- 9 既に納付された使用料については、原則として還付しない。

堺市立みはら歴史博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（ホール等の使用の申請）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の12月前の日から10日前の日までの間に限り受け付けるものとする。ただし、教育長が特に<u>必要があると認めるもの</u>については、この限りでない。</p> <p>（使用許可書の提示義務）</p> <p>第19条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第16条の規定により交付された使用許可書又は次条第5項の規定により交付された変更許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>（使用の許可の変更）</p> <p>第20条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日の10日前の日までに、堺市立みはら歴史博物館ホール等使用許可変更申請書（様式第11号）に使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p>	<p>（ホール等の使用の申請）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の12月前の日から10日前の日までの間に限り受け付けるものとする。ただし、教育長が特に認めるものについては、この限りでない。</p> <p>（使用許可書の提示義務）</p> <p>第19条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第16条の規定により交付された使用許可書又は次条第5項の規定により交付された変更許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。<u>ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。</u></p> <p>（使用の許可の変更）</p> <p>第20条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日の10日前の日までに、堺市立みはら歴史博物館ホール等使用許可変更申請書（様式第11号）に使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。<u>ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p>

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホール等の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用の許可を変更してホール等を使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

5 教育長は、前3項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、堺市立みはら歴史博物館ホール等使用許可変更許可書（様式第12号）を使用者に交付するものとする。

（施設等の破損等の届出）

第22条 使用者及び入館者は、博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立みはら歴史博物館破損（滅失）届（様式第13号）により教育長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（新設）

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホール等の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用の許可を変更してホール等を使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

5 教育長は、前3項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

（施設等の破損等の届出）

第22条 使用者及び入館者は、博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立みはら歴史博物館破損（滅失）届（様式第12号）により教育長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第24条 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてホール等の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用

(指定管理者の指定手続)

第24条 条例第22条第2項の申請書は、堺市立みはら歴史博物館指定管理者指定申請書(様式第14号)とする。

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記載されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

(委任)

第25条 (略)

いたホール等の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(指定管理者の指定手続)

第25条 条例第22条第2項の申請書は、堺市立みはら歴史博物館指定管理者指定申請書(様式第13号)とする。

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記載されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

(委任)

第26条 (略)